

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年5月28日 14時30分頃
発生場所	山口県下関市安岡漁港西方沖 安岡港甲防波堤灯台から真方位 292° 820m付近 (概位 北緯 34° 01.6' 東経 130° 54.1')
事故の概要	プレジャーボート 宏 ^{ひろし} は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年6月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 宏、5トン未満（長さ 7.40m）
船舶番号、船舶所有者等	291-16026 山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底に擦過傷、プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、GPSプロッターを作動させ、下関市蓋井島南方沖の釣り場から帰航を開始した。</p> <p>船長は、安岡漁港に戻るつもりで陸岸の地形を見ながら操船中、同漁港北方約5kmに所在する下関市吉見漁港を安岡漁港と見間違えて、本船を東南東進させていたことに気付いた。</p> <p>船長は、吉見漁港南方沖から安岡漁港西方の陸岸の消波ブロックが見えたので、同漁港西方沖へ向けて本船を約10ノットの対地速力で南進させた。</p> <p>船長は、プレジャーボート仲間から安岡漁港西方沖に浅所があることは聞いていたものの、浅所の範囲や水深を確認したことはなく、GPSプロッターで船位や水深を確認しないまま、陸岸の消波ブロックに沿って同漁港に向かった。</p> <p>本船は、安岡漁港に間もなく入港しようとしていたところで、同漁港西方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>（図1 参照）</p>

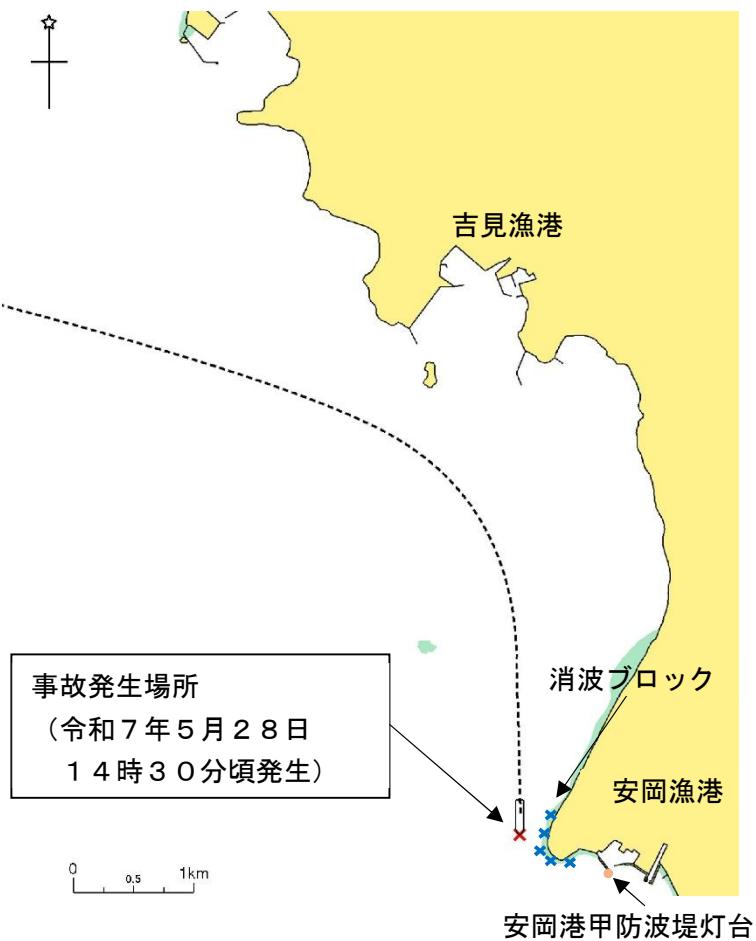


図1 事故発生経過概略図

船長は、本船の主機を前進や後進としてみたが、本船を本件浅所から離すことができず、上げ潮になって自力で本件浅所から離れることができる時機を待つこととした。

付近を航行していた漁船の船長は、本船が乗り揚げていることを認め、18時10分頃、所属する漁業協同組合を通じて海上保安署及び消防署へ本事故の発生を通報した。

船長及び同乗者3人は、陸岸から来援した消防署員の支援を受けて本件浅所に降り、徒歩で陸岸に避難した。

本船は、翌日、船舶所有者が手配した漁船により引き出され、安岡漁港にえい航された。

船長は、令和6年8月に小型船舶操縦免許を取得し、本事故当日は5～6回目の操船であり、GPSプロッターの扱いに不慣れであったので、目視に頼って操船していた。

船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。

分析

本船は、安岡漁港に帰航中、船長が、GPSプロッターで船位や水深を確認しないまま、陸岸の消波ブロックに沿って、目視のみに頼り安岡漁港に向かったことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられ

	<p>る。</p> <p>船長は、安岡漁港の西方沖に浅所があることを聞いていたものの、G P S プロッターの扱いに不慣れであったことから、目視のみに頼つて操船していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、安岡漁港に帰航中、船長が、同漁港の西方沖に浅所があることを聞いていたものの、目視のみに頼り、G P S プロッターで船位や水深を確認しなかったため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、出航前に航行する海域及びその周辺の水路調査（浅所の正確な位置及び水深の確認）を入念に行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、航海計器の取扱いに慣熟しておくこと。 ・ 小型船舶の船長は、目視のみに頼ることなく、航海計器を活用して船位や進路等を確認しながら航行すること。 ・ 小型船舶の船長は、事故が発生した場合には速やかに海上保安庁へ通報し、必要な指示等を受けること。